

青森県報

号外第四十五号

平成十七年
四月一日
(金曜日)

目 次

教育委員会

青森県立学校職員規程の一部を改正する訓令…………… (県立学校課) …… 一
青森県立学校専決決規程の一部を改正する訓令…………… (同) …… 四

教 育 委 員 会

青森県教育委員会訓令甲第十一号

各 県 立 学 校

青森県立学校職員規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十七年四月一日

青森県教育委員会教育長 花 田 隆 則

青森県立学校職員規程の一部を改正する訓令

青森県立学校職員規程(昭和三十二年十一月青森県教育委員会訓令甲第六号)の一部を次のように改正する。

第十条に次の一項を加える。

4 育児又は介護を行うために職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成十七年七月青森県条例第十六号)及び人事委員会規則一三 八(職員の勤務時間、休日及び休暇)の規定による早出遅出勤務をする職員の勤務時間は、校長が別に定めるものとする。

第十一条の二の見出し中「職員の」の下に「早出遅出勤務並びに」を加え、同条第一項を次のように改める。

第十一条の二 人事委員会規則一三・八第六条の三第一項、第六条の六第一項及び第六条の九第一項に定める請求は、校長に対して行うものとする。

第十一条の二第二項中「人事委員会規則」を「人事委員会規則一三・八」に、「並びに第六条の七第二項」を「第六条の六第二項並びに第六条の九第二項」に改め、

同条第三項中「人事委員会規則」を「人事委員会規則一三・八」に、「及び第六条の八第三項」を「第六条の七第三項及び第六条の十第三項」に改め、同条第四項中

「人事委員会規則第六条の五及び第六条の九」を「人事委員会規則一三・八第六条の十一」に改める。

第十五条第一項第四号中「以下「人事委員会規則」という。」を削り、同項第五号中「人事委員会規則」を「人事委員会規則二・一」に改め、同条の次に次の二条を加える。

(修学部分休業)

第十五条の二 職員は、職員の修学部分休業に関する条例(平成十七年三月青森県条例第一号)第二条第二項の教育施設における修学のため、地方公務員法第二十六条の二第二項の規定による修学部分休業の承認を受けようとするときは、修学部分休業承認申請書(別記様式第十七号の二)により行うものとする。

2 修学部分休業をしている職員は、当該修学部分休業の承認に係る教育施設を退学し、休学し、又はその授業を欠席したときは、遅滞なく、その旨を修学状況変更等届(別記様式第十七号の三)により届け出るものとする。

(高齢者部分休業)

第十五条の三 職員は、地方公務員法第二十六条の三第一項の規定による高齢者部分休業の承認を受けようとするときは、高齢者部分休業承認申請書(別記様式第十七号の四)により行うものとする。

様式第十七号の次に次の三様式を加える。

青森県教育委員会教育長 殿

所 属
職氏名

修学状況変更等届

下記のとおり修学部分休業に係る修学の状況について(変更が生じたので)、届け出ます。

記

1 届出の事由

- 修学部分休業の承認に係る教育施設を退学した
- 修学部分休業の承認に係る教育施設を休学した
理由： _____
- 修学部分休業の承認に係る教育施設の授業を欠席した
理由： _____

2 届出の事由が発生した日

年 月 日

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

青森県教育委員会教育長 殿

所 属
職氏名

高齢者部分休業承認申請書

下記のとおり高齢者部分休業の承認を申請します。

記

1 申請の内容	<input type="checkbox"/> 高齢者部分休業	<input type="checkbox"/> 高齢者部分休業の時間の延長
	年 月 日から 年 月 日まで	(当該職員の定年退職日)
2 申請期間	毎 日	時 分 から 時 分 まで
	月	時 分 から 時 分 まで
	火	時 分 から 時 分 まで
	水	時 分 から 時 分 まで
3 申請時間	毎 日	時 分 から 時 分 まで
	月	時 分 から 時 分 まで
4 申請の理由	火	時 分 から 時 分 まで
	水	時 分 から 時 分 まで
5 備 考	申請時間の合計	
	時間	

- 注
- 1 高齢者部分休業の時間の延長の承認を申請する場合は、申請時間の合計が承認を受けている時間以上となるようにすること。
 - 2 該当するには、レ印を記入すること。
 - 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

青森県教育委員会訓令甲第十二号

各 県 立 学 校

青森県立学校専決代決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十七年四月一日

青森県教育委員会教育長 花 田 隆 則

青森県立学校専決代決規程の一部を改正する訓令

青森県立学校専決代決規程（平成八年三月青森県教育委員会訓令甲第六号）の一部を次のように改正する。

別表第一全日制の課程の副校長又は教頭専決事項の欄第一号イ中「第十二条第九号」を「第十二条第一項第九号」に改め、定時制の課程又は通信制の課程の副校長又は教頭の専決事項の欄第一号イ中「第十二条第九号」を「第十二条第一項第九号」に改め、事務長専決事項の欄第一号イ中「第十二条第九号」を「第十二条第一項第九号」に改め、同欄第十二号中「収入命令」を「収入通知」に改める。

別表第二第十号中「第十二条第九号」を「第十二条第一項第九号」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

（発行所・発行人）
青森市長島二丁目一番一号
青 森 県

（印刷所・販売人）
青森市第一問屋町二丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭